

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(指数オプション取引に係る権利行使価格の設定)	(指数オプション取引に係る権利行使価格の設定)
第10条 (略)	第10条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 規程第16条第5項各号の規定により追加で設定する新たな権利行使価格は、次の各号に掲げる指数オプション取引の対象の区分に従い、当該各号に定める方法により設定するものとする。ただし、本所が必要と認める場合には、設定する権利行使価格及びその数を変更することができる。	4 規程第16条第5項各号の規定により追加で設定する新たな権利行使価格は、次の各号に掲げる指数オプション取引の対象の区分に従い、当該各号に定める方法により設定するものとする。ただし、本所が必要と認める場合には、設定する権利行使価格及びその数を変更することができる。
(1) 日経平均Largeオプション 次のaからcまでに掲げる場合に該当したときは、その翌日の午前8時に、当該aからcまでに定める方法により設定するものとする。 a (略) b 各限月取引について、日経平均刻み変更日の前日が到来した場合 当該限月取引について、当該125円刻みの日経平均設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が当該125円刻みの日経平均設定基準値から125円刻みで連続して <u>24種類</u> となるまで、既存の権利行使価格から125円刻みで設定する。 c 各限月取引について、日経平均刻み変更日以降の日に、毎日の125円刻みの日経平均設定基準値を上回る既存の権利行使価格（当該125円刻みの日経平均設定基準値から125円刻みで連続して設定されているものに限る。）又は下回る既存の権利行使価格（当該125円刻みの日経平均設定基準値から125円刻みで連続して設定されているものに限る。）が <u>23種類</u> 以下となった場合 当該限月取引について、当該125円刻みの日経平均設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が当該125円刻みの日経平均設定基準値から125円刻みで連続して <u>24種類</u> となるまで、既存の権利行使価格から125円刻みで設定する。 (1) の2～(3) (略) 5～7 (略)	(1) 日経平均Largeオプション 次のaからcまでに掲げる場合に該当したときは、その翌日の午前8時に、当該aからcまでに定める方法により設定するものとする。 a (略) b 各限月取引について、日経平均刻み変更日の前日が到来した場合 当該限月取引について、当該125円刻みの日経平均設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が当該125円刻みの日経平均設定基準値から125円刻みで連続して <u>16種類</u> となるまで、既存の権利行使価格から125円刻みで設定する。 c 各限月取引について、日経平均刻み変更日以降の日に、毎日の125円刻みの日経平均設定基準値を上回る既存の権利行使価格（当該125円刻みの日経平均設定基準値から125円刻みで連続して設定されているものに限る。）又は下回る既存の権利行使価格（当該125円刻みの日経平均設定基準値から125円刻みで連続して設定されているものに限る。）が <u>15種類</u> 以下となった場合 当該限月取引について、当該125円刻みの日経平均設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が当該125円刻みの日経平均設定基準値から125円刻みで連続して <u>16種類</u> となるまで、既存の権利行使価格から125円刻みで設定する。 (1) の2～(3) (略) 5～7 (略)

付 則

この改正規定は、令和8年2月16日から
施行する。